

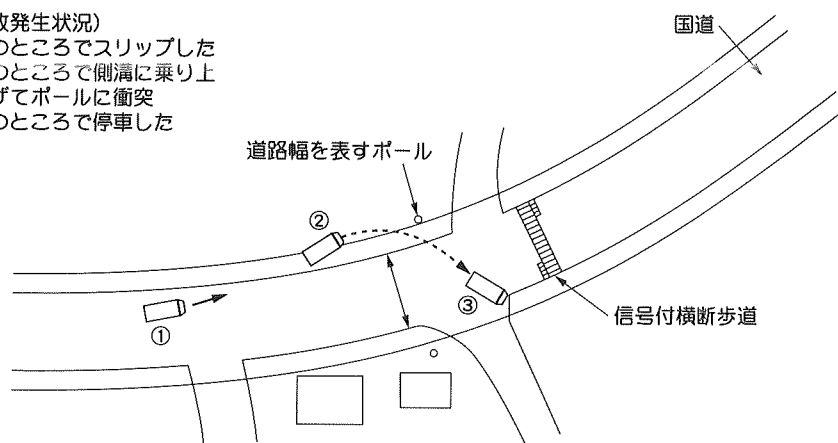
事例 8 雨でスリップした小型トラックがポールに衝突して大破

発生日時	10月7日午前6時頃	天候	雨
道路状況	雨のため路面はぬれていてスリップしやすい状態であった		
事故災害の内容・程度	小型トラックに乗車していた運転者等5名が10日から6か月の重傷を負った。		

見取図

(事故発生状況)

- ①のところでスリップした
- ②のところで側溝に乗り上げてポールに衝突
- ③のところで停車した



発生状況

午前6時、作業場所に向かう途中、国道の、左側へ緩くカーブした箇所にさしかかった時に、タイヤがスリップし、左側側溝に乗り上げポールに衝突した後、大破した小型トラックは対向車線上で停止した。この衝撃で乗っていた労働者5名が負傷したものである。

当日は雨のために路面はスリップしやすい状態となっていたが、当該小型トラックは制限速度時速50kmのところ時速100km近いスピードで走行していた。

また、小型トラックに装着されていた4本のタイヤは、ところどころ溝の一部が完全に消えるほど磨り減った状態であった。

災害原因となった問題点（危険要因）

- 1 路面が雨でスリップしやすい状態であったこと。(環境)
- 2 溝の磨り減りの著しいタイヤを装着していたこと。(物)
- 3 時速100km近い猛スピードで走行していたこと。(人)
- 4 点呼等が実施されていなかったこと。(管理)

災害防止対策

- 1 乗務前点呼において、走行経路中における走行上の注意事項、走行上注意すべき箇所及び予想される天候に応じた注意事項（雨なので路面が滑りやすいときには減速すること等）等を指示徹底するとともに車両の走行前点検結果を確認すること。
- 2 タイヤの交換時期を見逃さないよう、管理者を定めるなどして管理を行うこと。

事例研究会における検討内容等〔ポイント…乗務前点呼等の完全実施〕

1－（１） 乗務前点呼の完全実施について

仕事を始めるに当たり、当該運転者と当該自動車について事前の安全確認を行うことは当然のことであり、法令に定められている事業場に限られるものではない。

走行前の点呼は、毎日、定められた場所で運転者一人一人に対して行うことが原則である。

しかし、事業場の業態や勤務形態、その時の走行条件等によって実施方法を変更することもやむを得ない場合もあり、その方が合理的な場合もある。

出庫の時刻が早朝未明・深夜になるケースや、出庫が日祭日のケース等通常の勤務時間帯と大幅にかけ離れる場合及び数日走行で、乗務の開始地が当該事業場以外の場合等には、代務者を複数選任してシフト勤務体制を敷いて点呼を行う、電話による点呼を行う等の変形的な点呼となるが、必ず点呼は実施することが必要である。

なお、電話による点呼には、テレホンカード、携帯電話の携行やダイヤル・イン、車両無線の導入等事業場としての配慮が大切である。

1－（２） 点呼項目の確認と適切な指示について

実際に走行やこれに付帯する業務を適正かつ円滑に行うためには、各種法令に規定するもののほか、事業場として、走行の前に確認及び措置を必要とする事項が数多くある。

乗務前の点呼においては、走行の安全を確保するため、走行計画書に則り、作業内容、走行経路、走行上注意すべき事項等を明確に指示すべきで、特に、降雨、降雪、暴風、路面凍結等が予想される場合は、行先に応じて適切な指示が必要である。

点呼に当たっての留意事項は、次のとおりである。

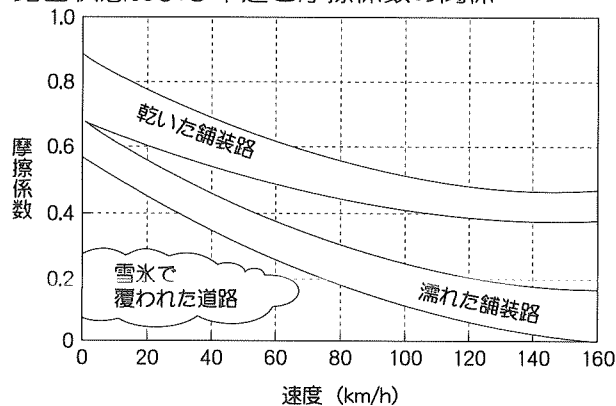
- ① 運転者の健康状態（疾病・疲労等）の良否及び飲酒の有無の確認
- ② 点検の結果の確認
- ③ 得意先の住所、電話番号、担当者氏名
- ④ 走行経路、経路中における走行上注意すべき箇所の指示
- ⑤ 積荷に係る確認（積み付け、固縛等の状態）
- ⑥ 作業の具体的内容の指示と、作業に当たって注意すべき事項
- ⑦ 事業場に対して報告すべき時間の指示
- ⑧ 予想される天候に応じた注意事項
- ⑨ 非常用信号用具、消火器、応急修理に必要な器具の確認
- ⑩ 運転者の服装、履物並びに運転席内の整理・整頓・清掃及び不必要な物の持ち込みの有無の確認

2 走行前点検の実施について

点検・整備については、道路運送車両法で、日常点検整備と定期点検整備の二つとし、日常点検整備について、「事業用自動車、自家用貨物自動車等」は１日１回走行前に、「その他の自家用乗用自動車等」は走行距離、走行時の状態から判断した適切な時期に点検をすることになっている。

いずれも、保安基準に適合することが基本であるが、事故発生原因の一つである自動車に起因する災害・事故が、点検・整備によって防止することができることを考えるとき、規制緩和された法令上の基準を順守するだけでなく、現実的な日常点検の励行の必要性は逆に高まっている。

◎ 路面状態および車速と摩擦係数の関係



(Tire Technical Report ブリヂストン株)

◎ 道路運送車両法第47条の2第2項により1日1回運行開始前に行わなければならないタイヤの点検項目

車の 周り から の 点 検	タイヤ	空気圧	○ タイヤの接地部のたわみの状態により、空気圧が不足していないかを点検します。
		亀裂、損傷	○ タイヤの全周に著しい亀裂や損傷がないかを点検します。また、そのタイヤの全周にわたり、釘、石、その他の異物が刺さったり、かみ込んだりしていないかを点検します。
		異状な摩耗	○ タイヤの接地面が異状に摩耗していないかを点検します。
		※溝の深さ	○ 溝の深さに不足がないかをウェア・インジケータ（スリップ・サイン）などにより点検します。

◎ 点呼時の、走行経路、走行路中における走行上注意すべき箇所の指示に当たって、陸上貨物運送事業労働災害防止協会作成の「交通安全運転マップ」を活用することは、経路上の危険情報をあらかじめ把握して、災害を予防したり、回避したりすることができ、効果的です。

参 考

◎ 点呼及び点検等に関する法令等

事項	義務者	法条項等
点呼の実施	安全運転管理者	道交則第9条の10
	事業者	輸送安全規則第7条・88号通達
	運行管理者	輸送安全規則第20条
	運転者	輸送安全規則第17条
点呼記録とその保存	事業者	輸送安全規則第7条・88号通達
	運行管理者	輸送安全規則第20条
整備不良車両の運転の禁止		道交法第62条、63条の2 車両法第54条
保安基準への適合		車両法第40条～43条、46条、99条 車両令第5条 車両則第62条の2の3
整備管理者の選任と職務		車両法第50条 車両則第32条
点検・整備の実施	使用者	車両法第47条、47条の2、48条
	事業者	貨物運送事業法第17条、(35条～37条) 輸送安全規則第7条、13条 道路運送法第28条
	運行管理者	輸送安全規則第20条
	整備管理者	車両則第32条
	運転者	輸送安全規則第17条・88号通達

- 注) ・道交法……………道路交通法
 ・道交則……………道路交通法施行規則
 ・貨物運送事業法…貨物自動車運送事業法
 ・輸送安全規則……貨物自動車運送事業輸送安全規則
 ・車両法……………道路運送車両法
 ・車両則……………道路運送車両法施行規則
 ・88号通達……………貨物自動車運送事業輸送安全規則の細部取扱について（平成2年9月20日貨技第88号）